

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

(1) 業務名

地方独立行政法人広島県立病院機構会計監査業務

(2) 業務の仕様等

「地方独立行政法人広島県立病院機構会計監査業務 公募型プロポーザル説明書」（以下、「公募型プロポーザル説明書」という。）による。

(3) 会計監査人の任期

知事が選任した日以後最初に終了する事業年度（令和 7 事業年度）の財務諸表について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項の規定に基づく知事の承認の日までとする。

ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和 8 事業年度及び令和 9 事業年度についても、再任する方針とする。

(4) 提案見積額の上限額

期間中の各事業年度における提案見積額は、18,150 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者でないこと。
- (3) 広島県における「令和 7～9 年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」において「61K コンサルティングサービス」又は「61Z その他」の資格を認定されている者であること。
- (4) この募集開始の日から選任の日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (5) この募集開始の日から選任の日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局医療機能強化推進課（広島県庁本館庁舎 6 階）

電話（082）513-3086（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着とする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 5 月 12 日（月）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着とする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた「地方独立行政法人広島県立病院機構会計監査業務 公募型プロポーザル企画提案書評価基準（以下、「評価基準」という。）」に従い、地方独立行政法人広島県立病院機構会計監査業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

評価項目については、「地方独立行政法人広島県立病院機構会計監査業務 企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和7年5月26日（月）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 会計監査人の選任

知事は、最優秀提案者として選定された者を地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の会計監査人に選任する。

6 契約の締結

会計監査人を選任後、知事は、会計監査人として選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された会計監査人は法人と契約条件を協議の上、監査契約を締結するものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。

8 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局医療機能強化推進課（広島県庁本館庁舎 6 階）

電話（082）513 - 3086（ダイヤルイン）

メールアドレス fuiryokinou@pref.hiroshima.lg.jp